

地方税法施行令の一部を改正する政令案について

1 事業所税の概要

○ 人口 30 万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税

○課税団体：74 団体（平成 22 年 4 月 1 日現在）

東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、
その他人口 30 万以上の市で政令で指定するもの

○税 率：「資産割」（床面積） 600 円/m²
「従業者割」（給与総額） 100 分の 0.25 } 合計額を事業者が納税

○免税点：「資産割」（床面積） 1,000 m²
「従業者割」（従業者数） 100 人

○税 収：3,227 億円（H20 年度決算見込額）

2 政令改正の内容

○ 地方税法において、人口が 30 万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地税法 § 701 の 31① I ハ、地税令 § 56 の 14）

○ 合併特例法において、合併により新たに人口が 30 万以上となった場合は、事業所税の課税団体の指定を原則として 5 年間行わないこととされている（旧合併特例法 § 10②）

○ 青森県青森市及び愛知県一宮市について、新たに人口が 30 万以上となった合併から 5 年を経過したため、事業所税の課税団体として指定するもの（地税令 § 56 の 15 を改正）

【青森市、一宮市：平成 17 年 4 月 1 日合併】

※ 今回の指定により事業所税の課税団体は 76 団体となる

3 日 程

政 令 公 布：平成 22 年 4 月 28 日（水）

※ 青森市及び一宮市における事業所税の適用関係は以下のとおり（地税令 § 56 の 83①）

〔 法人の事業：平成 22 年 10 月 1 日以後に終了する事業年度分から
個人の事業：平成 22 年分から

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 事業所税の課税団体として、新たに、青森市及び一宮市を指定すること。
(第五十六条の十五関係)
- 二 この政令は、公布の日から施行すること。

政令第二百二十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「旭川市」の下に「、青森市」を、「岡崎市」の下に「、一宮市」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

青森県青森市及び愛知県一宮市について、人口が三十万以上となった市町村合併から旧市町村の合併の特例に関する法律第十条第二項の規定による指定猶予期間五年を経過したため、事業所税の課税団体として指定する必要があるからである。

